

令和5年度

第4回観音寺市農業委員会定例会

議 事 録

令和5年7月20日開会

観音寺市農業委員会

観音寺市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和5年7月20日（木） 午後1時30分～午後2時30分

2 開催場所 観音寺市役所4階 会議室

3 出席委員 16人

- 1番 合田 政光（会長）
- 3番 高橋 章
- 4番 高橋 啓二
- 5番 富田 敏弘
- 6番 大西 恒利
- 7番 豊田 敏計
- 8番 篠原 元良
- 9番 山岡 都男
- 10番 石川 豊
- 12番 久保 省治
- 13番 藤岡 光夫
- 14番 小出 由弘
- 15番 石川 太郎
- 16番 大西 哲治郎
- 17番 田中 光雅
- 19番 齋藤 律男（副会長）

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について＜農業委員会許可＞
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について＜香川県知事許可＞
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について＜香川県知事許可＞
- 議案第4号 非農地証明願について ＜農業委員会許可＞
- 議案第5号 観音寺市農用地利用集積計画（案）について

5 農業委員会事務局等出席者

事務局長	森川 省三
事務局次長（農政管理係長）	片桐 崇之
事務局主任（農地係長）	石井 盟人
公益財団法人香川県農地機構 農地集積専門員	大喜多 幸治

6 会議の概要

(午後 1 時 30 分 開会)

事務局長 ただ今から令和 5 年度観音寺市農業委員会第 4 回定例会を開会いたします。本定例会は、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規程に基づき、現に在任する委員 19 人の過半である 16 人が出席されておりますので、成立していることをご報告いたします。それでは、合田会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

議長（会長） ただ今から、議案審議に入りたいと思いますが、その前に、観音寺市農業委員会総会会議規則第 20 条第 2 項に基づき議事録署名委員を 2 名指名させていただきます。

署名委員さんは 4 番 高橋 啓二 委員、並びに 10 番 石川 豊 委員のご両名にお願いします。

それでは、これより議事に入ります。「議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」議題といたします。それではこれより議事を始めます。事務局より説明をお願いします。

農地係長 失礼いたします。

それでは、議案第 1 号について説明させていただきますので、議案書の 2 ページをご覧ください。

議案第 1 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

別紙記載の農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請については、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないので、許可する。

令和 5 年 7 月 20 日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は 11 件です。

議案書 3 ページをご覧ください。

1 番の譲渡人は、県外在住であり、観音寺市内の所有地の処分を検討し、申請地に隣接する居宅と今回の申請地を譲受人へ有償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。

譲受人はこれまでも申請地の管理を行っており、また、隣接地に居住するため今後も申請地を管理していく方針です。

2 番の申請地はこれまでも譲受人の世帯で管理しておりました。

今般、譲渡人が高齢であることから申請地について相談し、有償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。

譲受人の世帯はこれまでも申請地にて営農しており、本件後も営農を継続する方針です。

3 番の申請地は、これまでも譲受人が貸借により営農しておりました。譲渡人としては申請地を含む所有農地を貸している状態で営農していないことから、譲受人と相談し、有償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。

譲受人は認定就農者であり、本件により経営規模の拡大を図るものです。

4 番の譲渡人は相続により農地を取得したものの、自身が高齢であり営農ができないこと、農業後継者がいないことから譲渡人と相談し、有償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。

譲受人は、本件により営農規模の拡大を図るものです。

5 番の申請地も残存小作地で、譲受人の居住地に隣接していたため、譲受人としては今後も自身が管理することを希望しておりました。そこで、譲渡人と相談したところ有償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。

6 番の譲受人は 5 月の 3 条申請にて農地を取得しておりました。

今回の申請地は、その時に取得した農地に囲まれており、譲渡人と譲受人が相談した結果、有償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。

7 番の譲渡人は相続により農地を取得したものの、県外在住の非農家であることから農地を手放したいと考えておりました。そこで、隣接地に居住し営農している譲渡人に相談し、有償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。

譲受人は、本件により経営規模の拡大を図るものです。

8 番の譲渡人は市外在住で、これまでも申請地を譲渡人と貸借し管理を任せていました。これからは観音寺市に転入し農業をする予定がないことから、貸借者である譲渡人と相談し、有償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。

譲受人にとって、申請地は居住地に隣接する農地であり、今後も管理していく方針です。

9 番 10 番の譲受人は同一人で、空き家バンクに登録された申請地に隣接する居宅の取得とともに、今回の申請地を取得するものです。

申請地は 9 番の譲渡人が管理しておりましたが、処分意向で市の空き家バンクに登録し、売却先を探しておりました。

一方で、譲受人は観音寺市への移住を検討し、申請地に隣接する建物とともに有償で所有権を取得することで話がまとまったものです。

譲受人は新規就農となりますが、今回取得する農地は居住地に隣接しており、管理していく意向であることから許可相当と考えます。

なお、9 番・10 番と申請が分かれているのは、10 番の申請地に残存小作契約の設定があり、本件前に合意解約を行いました。解約後の所有者が 10 番の所有者と違うため、別申請となったものです。

11 番の譲渡人は、高齢で県外在住のため農地を手放したいと考えており、申請地の隣接地の居住者である譲受人に有償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。

譲受人は、本件により経営規模の拡大を図るものです。

議案第 1 号については以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。1 番、2 番について、高橋 章 委員 補足説明をお願いします。

高橋委員 別に問題ありません。

議長（会長） 3 番について、富田 敏弘 委員 補足説明をお願いします。

富田委員 別に問題ありません。

議長（会長） 4 番について、大西 恒利 委員 補足説明をお願いします。

大西委員 別に問題ありません。

議長（会長） 5 番について、豊田 敏計 委員 補足説明をお願いします。

豊田委員 別に問題ありません。

議長（会長） 6 番について、藤岡 光夫 委員 補足説明をお願いします。

藤岡委員 別に問題ありません。

議長（会長） 7 番、8 番について、久保 省治 委員 補足説明をお願いします。

久保委員 別に問題ありません。

議長（会長） 9 番、10 番について、小出 由弘 委員 補足説明をお願いします。

小出委員 別に問題ありません。

議長（会長） 11 番について、田中 光雅 委員 補足説明をお願いします。

田中委員 別に問題ありません。

議長（会長） 地区委員さんより補足説明がありましたが全体で何かご意見等ありませんか。
全委員 異議なし。

議長（会長） 全員異議がないようですので、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」は、許可することに決定いたします。

次に、議案第 2 号「農地法第 1 条第 1 項の規定による許可申請について」議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

農地係長 失礼いたします。それでは、議案第 2 号について説明させていただきますので、議案書

の6ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、別紙記載の農地法第4条第1項の規定による許可申請については、同法第4条第3項の規定に基づき、許可の意見書を付して知事に進達する。

令和5年7月20日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は1件です。

1番の申請者は井上 正敏様です。

転用目的は宅地拡張です。申請場所は、豊浜町和田浜字下の川1158番で豊浜小学校から西約200mに位置し、市道本町堂ノ本2号線に併せ地が接する都市計画内非線引き地域の第2種農地であり、転用面積は登記地目が田、現況地目が宅地206㎡です。併せ地は宅地706.9㎡、合計で912.9㎡です。

利用計画ですが、納屋平屋建4棟116.67㎡、ビニールハウス77㎡、トイレ1棟1.0㎡、物置1棟15㎡、カーポート1棟30.31㎡、居宅平屋建1棟103.54㎡の合計343.52㎡で土地利用率は37.63%です。

昭和10年頃から納屋を建てて利用していました。以前農地として祖父から父へ農地として贈与していたため、農地としての法的性格を持っており、無断転用状態となっておりました。無断転用であったことを反省し、今後このようなことが無いようにと始末書添えての転用申請です。

議案第2号については以上であります。ご審議よろしく願いいたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたい
と思います。1番について、田中 光雅 委員 補足説明をお願いします。

田中委員 別に問題ありません。

議長（会長） 地区委員さんより補足説明がありましたが、全体で何かご意見等ありませんか。
全委員 異議なし。

議長（会長） 特にないようですので、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請
について」は、意見書を付して知事に進達します。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」議題といたします。それ
では、事務局より説明をお願いいたします。

農地係長

失礼いたします。それでは、議案第3号について説明させていただきますので、議案書の8ペー
ジをご覧ください。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

別紙記載の農地法第5条第1項の規定による許可申請については、同法第4条第3項の規定に基
づき、許可の意見書を付して知事に進達する。令和5年7月20日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は2件です。

議案書9ページと位置図をご覧ください。

1番の申請者は福泉寺 代表役員 岡田 裕生様で、観音寺市大野原町丸井593番地に主たる
事務所を置き昭和28年設立した宗教法人です。

転用目的は墓地、納骨堂用地で、無償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、大野原町丸井字山下585番16で燧望苑から西約300mに位置し、市道出晴立野線
から200メートル入った都市計画区域外の第2種農地であり、転用面積は地目が畑355㎡です。

利用計画ですが、納骨堂1棟平屋建27.08㎡を建築予定です。

転用に至った理由ですが、既存の納骨堂は収容数300口のところ8割近く収容済みであり、新しい
納骨堂の確保が必要になりました。また、墓地用地も整備の要望が多かったため、一緒に整備する
こととなり転用に至りました。

2 番の申請者は鈴木 由理様です。

転用目的は非農家の自己住宅で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、豊浜町和田浜字下の川 1154 番 2 で豊浜小学校から西約 200m に位置し、市道国道小学校線に接する都市計画内非線引き地域の第 2 種農地であり、転用面積は地目が田 211 m²です。

利用計画ですが、居宅 1 棟平屋建 78.25 m²で土地利用率は 37.09%です。

転用に至った理由ですが、現在はアパートに子どもと住んでおり、子どもの成長に伴い、アパートが手狭となったので、自己住宅を建てたいと考え、転用申請に至りました。

議案第 3 号については以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたい
と思います。1 番について、小出 由弘 委員 補足説明をお願いします。

小出委員 別に問題ありません。

議長（会長） 2 番について、田中 光雅 委員 補足説明をお願いします。

田中委員 別に問題ありません。

議長（会長） 地区委員さんより補足説明がありましたが、全体で何かご意見等ありませんか。
全委員 異議なし。

議長（会長） 特にないようですので、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請
について」は、意見書を付して知事に進達します。

次に、議案第 4 号「非農地証明願いについて」を議題といたします。それでは事務局より説明をお
願いいたします。

農地係長 それでは議案第 4 号について説明させていただきますので、議案書の 10 ページ
をご覧ください。

議案第 4 号非農地証明願いについて、別紙記載の非農地証明については、観音寺市非農地証明に係
る事務処理要領により、承認する。

令和 5 年 7 月 20 日農業委員会会長からの提出です。申請件数は 1 件です。

1 番の申請は、観音寺市中田井町字平塚で一ノ谷小学校から東に約 280m に位置し、登記地目は
田、現況地目は道路、面積が合計で 50 m²です。

申請地は、観音寺市道から自身の農地に入るための農道となっており、
非農地の認定基準の

「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進の
ために必要な農業用施設（農道）の用に供する場合」

に該当するものです。

議案第 4 号については以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと
思います。1 番について森川 敏博 委員 補足説明をお願いします。

森川委員 別に問題ありません。

議長（会長） 2 番について富田 敏弘 委員 補足説明をお願いします。

富田委員 別に問題ありません。

議長（会長） 地区委員さんより説明がありましたが、全体で何かご意見等ありませんか。
全委員 異議なし。

議長（会長） 全員意見がないようですので、議案 4 号「非農地証明願いについて」承認すること
に決定させていただきます。

次に、議案第 5 号「観音寺市農用地利用集積計画（案）について」を議題といたします。それでは
事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長（農政管理係長）

失礼します。

議案第 5 号について説明いたします。議案書の 12 ページをご覧ください。

議案第 5 号 観音寺市農用地利用集積計画（案）について

別紙記載の、観音寺市農業経営基盤強化促進基本構想に基づく「観音寺市農用地利用集積計画（案）」については農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定により、原案のとおり決定します。

令和 5 年 7 月 20 日 農業委員会 会長からの提出です。

次に 13 ページをご覧ください。

こちらは、通常の利用権設定による農用地利用集積計画総括表になります。これは、7 月 5 日までに提出された個人間による利用権設定の総括表で、令和 5 年 7 月 31 日公告（案）になります。

それでは、今月の地区ごとの 設定面積の合計を報告させていただきます。

観音寺地区	0	m ²
高室地区	2,652	m ²
常磐地区	0	m ²
柞田地区	2,602	m ²
木之郷地区	0	m ²
豊田地区	1,761	m ²
栗井地区	2,884	m ²
一ノ谷地区	2,519	m ²
大野原地区	18,464	m ²
豊浜地区	10,954	m ²

です。

合計、現況での田 47 筆、畑 2 筆、合計面積 41,836 m²において賃借権などの設定が提出されました。

（継続：34 筆、新規 15 筆）

農地の貸付人、借受人等につきましては、14 ページから 31 ページに記載しております。

今月は 34 件の申出があり、賃貸借が 30 筆、使用貸借が 19 筆ありました。

一部、15 ページ及び 18 ページの利用権の設定において、借受人で経営面積のない人がいますが、今後農業経営を行ってみたいという希望により、農地を借受けているという状況です。それ以外については、内容に問題などはありませんでした。

それでは、次に議案書の 32 ページをご覧ください。

農地中間管理権設定による農用地利用集積計画総括表になります。令和 5 年 7 月 31 日公告（案）ですが、これは、香川県農地機構を通じた申し出を集計したものになります。

それでは、今月の農地機構を通じた農地の貸借について、地区ごとの集積面積を報告させていただきます。

観音寺地区	0	m ²
高室地区	0	m ²
常磐地区	1,653	m ²
柞田地区	8,692	m ²
木之郷地区	975	m ²
豊田地区	1,086	m ²
栗井地区	4,225	m ²

一ノ谷地区		m ²
大野原地区	4,592	m ²
豊浜地区	2,234	m ²

合計、現況での田 26 筆、畑 0 筆、合計面積 23,456 m²の賃借権などの設定が提出されました。

(継続：1 筆、新規 25 筆)

農地の出し手及び土地の所在地、借受者等につきましては、33 ページから 39 ページに記載しており、

今月は 16 件の申出があり、賃貸借が 14 筆、使用貸借が 12 筆ありました。

貸付者から農地機構、機構から借受者へ同日付で転貸され、令和 5 年 8 月 1 日付で設定される予定の貸借となります。

議案第 5 号の説明については、以上で終わります。ご審議よろしく申し上げます。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたが、議案第 5 号について何かご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長（会長） 特にないようですので、議案第 5 号「観音寺市農用地利用集積計画（案）について」に対する意見は、「特になし」ということで決定させていただきます。

以上で全ての議案が終了しました。

ご協力ありがとうございました。本日の議題以外に、何かございませんか。

事務局の方から連絡事項等がありましたらお願いいたします。

[連絡事項]

副会長 それでは、以上を持ちまして、令和 5 年度第 4 回農業委員会定例会を閉会いたします。ご審議お疲れ様でした。

<午後 2 時 30 分閉会>